

令和7年度国立大学法人東京海洋大学学長選考・監察会議委員名簿

学外委員（経営協議会において選出された者 4人）

氏 名	役 職 名	任 期 ※経営協議会と同じ
井上 四郎	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所顧問	R6. 4. 1～R8. 3. 31
関根 博	一般社団法人海洋会会長	R6. 4. 1～R8. 3. 31
松本 和明	ニチモウ株式会社代表取締役会長	R6. 4. 1～R8. 3. 31
吉武 博通	学校法人東京家政学院 理事長 / 筑波大学 名誉教授	R6. 4. 1～R8. 3. 31

学内委員（教育研究評議会において選出された者 4人）

氏 名	役 職 名	任 期 ※教育研究評議会と同じ
小暮 修三	海洋生命科学部長	R7. 4. 1～R9. 3. 31
久保 信明	海洋工学部長	R7. 4. 1～R9. 3. 31
宮本 佳則	海洋資源環境学部長	R5. 4. 1～R9. 3. 31
北出 裕二郎	大学院海洋科学技術研究科長	R7. 4. 1～R9. 3. 31

<参考>

○ 国立大学法人東京海洋大学学長選考・監察会議規則（抜粋）

（組織）

第2条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員各同数をもって組織する

- 一 国立大学法人東京海洋大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）規則第2条第1項第4号に定める委員の中から経営協議会において選出された者 4人
- 二 国立大学法人東京海洋大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）規則第2条第3号から第9号までに定める評議員の中から教育研究評議会において選出された者 4人

（任期）

第3条 前条第1項第1号及び第2号の規定に定める経営協議会及び教育研究評議会から選出された委員の任期は、その選出母体となる経営協議会及び教育研究評議会の委員又は評議員の任期を、当該委員の任期とする。

○ 国立大学法人法（抜粋）

（役員の任命）

第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考・監察会議」という。）の選考により行うものとする。

- 一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者
- 二 第二十一条第二項第三号又は第四号に掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者